



(3) その他給与に関する事項

ア、給料表

行政職給料表（二）適用

イ、技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給単位
(該当なし)		

ウ、昇給基準

毎年4月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給（57歳を超える場合は2号給）を標準として昇給。

但し、平成22年3月31日までの間は、4号給を3号給、2号給を1号給とする。

2 基本的な考え

労務職員の採用については、平成13年4月以降、新規の採用は行っていない。

職員数については、平成18年3月策定の田野畑村行財政改革プランによって、退職職員の補充抑制や退職勧奨の実施によって削減を図っているところであり、労務職についてもこれを適用することとし、今後の採用予定もない。

給与については、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、適正な給与制度、運用となるように努める。

3 具体的な取組内容

給料表については、国家公務員行政職（二）表（労務職二）とし、給料表の継ぎ足し及びわたりは行っていない。

特殊勤務手当については、これを設けていない。

4 その他

本村でいう労務職員とは、電話交換手、学校給食調理員、自動車運転手、ボイラー技師等と定義定しているが、自動車運転手（1名）以外は、職員対応や民間委託によって、その業務を対応している。

今後も可能な限り職員対応や民間委託等の方法によって、業務を推進していくものとする。